



新潟県

# 新潟県報

発行 新潟県

第 9 号

令和 6 年 2 月 2 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

### 告 示

- 98 保安林の指定予定（治山課）
- 99 保安林の指定予定（治山課）
- 100 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）

### 公 告

- 令和 5 年度行政書士試験の合格者（市町村課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 一般競争入札の実施（畜産課）

### 企業局管理規程

- 1 新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程（営業企画課）

## 告 示

### ◎新潟県告示第98号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 6 年 2 月 2 日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市浦川原区飯室字アラ田1192から1197まで、字飯室山1441から1443まで、1466から1478まで、1488から1500まで、1563から1571まで、1589、1590の1、1591から1598まで、1599の1、1599の2、1600から1606まで

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### ◎新潟県告示第99号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 6 年 2 月 2 日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市安塚区菅沼字釜潰21の甲、21の乙、24の1、24の2、25、26、朴の木字板木130の3、131の1、

132、133

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

◎新潟県告示第100号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和6年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

村上市

2 事業の種類

道の駅朝日整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

村上市猿沢字下野及び野添地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

道の駅朝日整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に要する経費について、村上市一般会計により既に予算計上しているほか、来年度以降についても予算措置することを確約しており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

村上市においては、日本海沿岸東北自動車道（以下「日沿道」という。）の新潟・山形県境区間である朝日まほろばICからあつみ温泉IC間が、平成25年に国道7号「朝日温海道路」として事業化され、日沿道の早期全線開通に向けて大きく前進している。

本件事業は、国道7号朝日温海道路の開通を見据え、その道路利用者へ村上市の地域資源の魅力発信や飲食休憩などの多様なサービスを提供し、交流人口の拡大による地域活性化をねらいとした賑わい・交流機能と防災拠点自動車駐車場に指定され防災面からも重要な路線である国道7号において、災害時の応急活動や被災者支援を行う防災機能を併せ持つ道の駅にリニューアル整備するものである。

村上市では、地域の資源と言うべき、市内の主な基幹産業である農林水産業については、従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の拡大、農林水産物価格の低迷など、農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増している。

また、観光客数については、230万人前後で推移していたが、コロナ禍の影響もあり団体旅行客が激減し、令和2年には128万人まで落ち込んでいる。

このため、この日沿道の延伸によって将来、道路を利用して訪れる人を呼び込み、地域の資源や活動を積極的に発信し、交流するための環境を整えることとしており、「第3次村上市総合計画」で道の駅のリ

ニューアルなどにより、観光客の利便性の向上を図ることとしている。

本件事業の実施により、村上市の農林水産物等の更なるブランド化、地域雇用の創出、市の魅力の情報発信、都市農村交流の促進、体験型農業等による観光創出に逸早く取り組むことが可能となり、農業を中心とした市内居住者の所得水準の低下と農業の衰退への歯止めとなることが期待できるとともに、地域や産業の活性化の早期実現に資するものと見込まれる。

また、現在整備中の朝日温海道路の供用開始後は、市の新しい玄関口として市をPRすることが可能になるとともに、高規格道路の道路網を利用して県外に向けた活動を行うことにより、より一層地域の活性化が期待できるものである。

さらに、災害時に地域住民や道路を利用するドライバー等の避難所、災害時の活動拠点、支援物資の集積拠点としても活用できるため、地域防災に大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、起業者は、工事の実施に当たり、自然環境や周辺の住環境に悪影響を及ぼさないよう、低騒音・低振動の建設機械及び工法を採用することとしており、施設の供用に伴う大気汚染、騒音、振動の影響については、近隣住家から国道7号を挟んで100m以上の距離があるため影響そのものは少ないものと見込まれる。

本件起業地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内希少野生動植物種、環境省及び新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法による史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、事業に必要な面積が確保できることを前提に、既存道の駅周辺の3箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や交通利便性、経済性等について比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、「第3次村上市総合計画」に主要事業として掲げられており、国道7号朝日温海道路の開通により、将来、来訪者が道の駅を素通りしてしまう懸念がある中、着々と整備が進む国道7号朝日温海道路の開通を見据えて、令和9年度の道の駅リニューアルオープンを目指して整備することで、地域の資源や活動を積極的に発信し、地元経済の活性化、交流人口の拡大を図るものであり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

#### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

村上市役所 観光課 観光交流室

### 行政書士試験の合格者について（公告）

令和5年11月12日に行った行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

令和6年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

受験番号	受験番号	受験番号
2910009	2910175	2910351
2910020	2910176	2910358
2910028	2910180	2910373
2910032	2910186	2910386
2910034	2910192	2910392
2910045	2910197	2910407
2910047	2910207	2910415
2910048	2910210	2910443
2910060	2910218	2910450
2910064	2910236	2910451
2910066	2910243	2910457
2910073	2910250	2910464
2910083	2910252	2910468
2910085	2910254	2910484
2910091	2910255	2910506
2910097	2910265	2910509
2910103	2910267	2910531
2910107	2910268	2910545
2910109	2910271	2910583
2910112	2910291	2910651
2910115	2910296	2910677
2910124	2910301	2910684
2910130	2910302	2910694
2910131	2910306	
2910138	2910321	
2910142	2910325	
2910149	2910334	
2910168	2910339	

---

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和6年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

- (1) 名 称 長岡アークプラザ北  
所在地 長岡市古正寺町中割159-1 外  
設置者 アークランズ株式会社 他1者
- (2) 名 称 長岡アークプラザ南  
所在地 長岡市古正寺町中割56 外  
設置者 アークランズ株式会社 他2者
- (3) 名 称 アークプラザ柏崎  
所在地 柏崎市茨目1丁目宇西田708番地1 外  
設置者 アークランズ株式会社
- (4) 名 称 新発田舟入ショッピングセンター  
所在地 新発田市舟入町3丁目651 外

- 設置者 アークランズ株式会社 他2者
- (5) 名称 妻有ショッピングセンター南館  
所在地 十日町市高田町六丁目711番地2 外  
設置者 アークランズ株式会社 他4者
- (6) 名称 ホームセンタームサシ十日町店  
所在地 十日町市高田町六丁目900番地2 外  
設置者 アークランズ株式会社
- (7) 名称 ホームセンタームサシ村上店  
所在地 村上市大字仲間町386番地  
設置者 アークランズ株式会社
- (8) 名称 アークプラザ上越東  
所在地 上越市下門前388番地  
設置者 アークランズ株式会社
- (9) 名称 ホームセンタームサシ新井店  
所在地 上越市大字西田中字久ノ田11番1 外  
設置者 アークランズ株式会社

## 2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（店舗の名称及び所在地、設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和5年9月15日

## 3 意見の概要

### 1-(1)、(2)

- (1) 長岡市からの意見の概要  
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。

### 1-(3)

- (1) 柏崎市からの意見の概要  
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。

### 1-(4)

- (1) 新発田市からの意見の概要  
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。

### 1-(5)、(6)

- (1) 十日町市からの意見の概要  
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。

### 1-(7)

- (1) 村上市からの意見の概要  
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。

### 1-(8)、(9)

- (1) 上越市からの意見の概要  
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和6年2月2日から令和6年3月1日まで

---

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、豚熱生ワクチン（シード）の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和6年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

豚熱生ワクチン（シード）

50ドーズ 見込数量 7,770本

20ドーズ 見込数量 2,650本

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約方法は一般競争入札による複数単価契約とし、品目ごとに単価契約を行うものとする。落札決定に当たっては、品目ごとの単価に購入予定数量を乗じ、それらを合算した総価を用いるので、入札書には1本当たりの単価ではなく、「品目ごとの単価×購入予定数量の合計額」を記載すること。落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に基づく動物用医薬品販売業の許可を受けた者であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 開札場所での提出

下記(5)の日時及び場所に持参し、提出すること。

(2) 郵送による提出

令和6年3月26日（火）午後5時までに書留郵便で提出すること。

(3) 郵送による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部畜産課経営係

電話番号 025-280-5308（直通）

Eメール ngt060050@pref.niigata.lg.jp

(4) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(3)の場所で交付する。

(5) 開札の日時及び場所

令和6年3月27日(水)午後1時  
新潟県庁行政庁舎 入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和6年3月7日(木)午後5時までに、下記の場所に提出しなければならない。

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490(直通)

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和6年3月14日(木)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、前記3(3)の場所に提出しなければならない。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) 調達手続の停止

令和6年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合、本調達手続きについて停止の措置を行うことがある。

(12) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

CSF live vaccine

・ 50dose - approx. 7,770pcs

・ 20dose - approx. 2,650pcs

- (2) Deadline for bid participant applications:  
5:00 p.m. March 14, 2024 (Thu.)
- (3) Date of bid opening:  
1:00 p.m. March 27, 2024 (Wed.)
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:  
Livestock Division  
Niigata Prefectural Government  
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan  
〒950-8570  
Tel 025-280-5308  
E-mail:ngt060050@pref.niigata.lg.jp

企業局管理規程



新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年2月2日

新潟県企業管理者 権 澤 尚

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局固定資産事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太枠で囲まれた部分に改める。

改正後										改正前										
別表第2（第26条関係）										別表第2（第26条関係）										
行政財産使用料の基準										行政財産使用料の基準										
区分 土地	使用の種類 (略)			単位 (略)	使用料(単位 円)					区分 土地	使用の種類 (略)			単位 (略)	使用料(単位 円)					
	電気 通信 施設 その 他 これ に 類 す る も の 以 外 の も の	水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他 これ らに 類 す る も の	外径が0.15メー トル未満のもの 外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの 外径が0.2メー トル以上0.4メー トル未満のもの 外径が0.4メー トル以上1メー トル未満のもの 外径が1メー トル 以上のもの		新 潟 市 部	110	新 潟 市 以 外 の 市 部	47	町 村 部		38	140	63		51	290	130	100	720	320
(略)										(略)										
備考 (略)										備考 (略)										

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

